第十五章　企業統治

第十五・一条　目的

1　両締約国は、透明性、効率性、信頼及び健全性に基づく機能的な市場及び健全な金融システムを通じた経済成長を達成するための効果的な企業統治の枠組みの重要性を認識する。

2　各締約国は、自国の領域において効果的な企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとる。各締約国は、当該措置が、投資家の信頼を高め、及び競争力を向上させることにより、投資を誘引し、及び奨励し、その結果、当該措置により、それぞれの市場アクセスに関する約束によって与えられた機会を最大限利用することが可能となることを認識する。

3　両締約国は、各締約国が上場会社の企業統治に関する自国の法律上、制度上及び規制上の枠組みを発展させることを制限することなく、この協定に定める相互の市場へのアクセスを促進する範囲内で、この章に定める原則を尊重し、及びこの章の規定を遵守することを約束する。

4　両締約国は、この章の規定の適用を受ける効果的な企業統治の枠組みの発展に関する事項について協力する。

第十五・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「取締役会」とは、上場会社の統治機関であって、当該上場会社の運営の監督について意思決定の権限を有するものをいう。その構成員（取締役）は、当該上場会社を統治するため、通常当該上場会社の株主によって選任される。

(b)　「企業統治」とは、会社の経営者、取締役会、株主及び他の利害関係者の間の一連の関係をいい、特に会社の目的を定める方法及び当該目的を達成する手段を決定すること並びに業績を監督することにより、会社を経営し、及び支配する構造を提供する。

(c)　締約国の「企業統治の枠組み」とは、上場会社の企業統治に関する原則及び規則（拘束力の有無を問わない。）であって、適用される場合には、当該締約国の権限及び法令に従うものをいう。

(d)　「上場会社」とは、締約国の法令で定められた当該締約国の証券取引所又は規制市場において公に取引するために株式が上場されており、又は値付けされている法人をいう。

第十五・三条　一般原則

1　両締約国は、それぞれの管轄内の上場会社に関する全ての重要な事項（当該上場会社の財務状況、業績、所有及び統治を含む。）の適時の及び正確な開示を行う企業統治の枠組みの役割の重要性を認識する。

2　両締約国は、また、株主に対する経営者及び取締役会の適当な説明責任、独立の、かつ、客観的な立場から行われる取締役会の責任ある意思決定並びに同一の種類の株主の平等な待遇を確保するに当たり、企業統治の枠組みの役割の重要性を認識する。

3　次条及び第十五・五条に規定する締約国の企業統治の枠組みに関する規定は、法的拘束力を有する仕組み又は拘束力を有しない方法（例えば、遵守するか、又は遵守しない場合には説明するとの原則）により実施することができる。

4　締約国は、客観的な、かつ、差別的でない基準（例えば、会社の発展の初期の段階又は会社の規模）により正当化される場合には、企業統治の原則又は規則の一部を特定の会社（注）に適用しないことを定めることができる。

注　規制市場以外に上場した会社は、欧州連合が企業統治の原則及び規則の一部の適用から除外することができる会社の例である。

第十五・四条　株主の権利及び所有の機能

1　各締約国の企業統治の枠組みには、上場会社における株主の権利の効果的な行使を保護し、及び促進することを目的とする規定を含む。当該権利には、株主が取締役会の行動を監督すること（注）及び上場会社の重要な意思決定に参加することを可能とするため、適当な場合には、当該上場会社の企業統治の構造に従い、株主総会に出席し、及び投票する権利並びに取締役会の構成員を選任し、及び解任する権利を含む。

注　「取締役会の行動を監督すること」は、株主による取締役会の業務に対する日常の監督を要求するものではない。

2　各締約国の企業統治の枠組みには、投資家にとって有益かつ有用となり得る情報であって会社の支配に関するものの開示を奨励することを目的とする規定を含む。当該情報には、例えば、資本構成（適当な場合には、異なる種類の株式の摘示を伴うもの）、重要であると認められる直接的又は間接的な株式保有及び特別支配権を含む。

第十五・五条　取締役会の役割

各締約国の企業統治の枠組みには、次の事項を目的とする規定を含む。これにより、当該企業統治の枠組みは、責任ある取締役会の意思決定を促進することとなる。

(a)　取締役会による経営に関する独立の、かつ、客観的な立場からの効果的な監督。このような監督は、例えば、十分な数の独立の取締役（注）の効果的な活用を通じて達成し得る。

注　各締約国は、自国の管轄において、定性的又は定量的な観点から何が「十分な数の独立の取締役」を構成するかについて決定することができる。

(b)　株主に対する取締役会の説明責任の確保

(c)　投資家に関係のある情報（例えば、取締役会の構成、取締役会の委員会及び取締役の独立性についての情報）の十分な開示の確保

第十五・六条　企業買収

各締約国は、上場会社における企業買収を規律する規則及び手続を定める。当該規則及び手続は、当該企業買収に係る取引が透明性のある価格及び公正な条件の下に行われるようにすることを目的とする。

第十五・七条　紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十六章　貿易及び持続可能な開発

第十六・一条　文脈及び目的

1　両締約国は、千九百九十二年六月十四日に国際連合環境開発会議によって採択されたアジェンダ二十一、千九百九十八年六月十八日に国際労働総会によって採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置、二千二年九月四日に持続可能な開発に関する世界首脳会議によって採択された実施計画、二千六年七月五日に国際連合経済社会理事会によって採択された「完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を創出することに資する国内的及び国際的な段階における環境の醸成並びにその持続可能な開発への影響」と題する閣僚宣言、二千八年六月十日に国際労働総会によって採択された公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言、二千十二年七月二十七日に国際連合総会によって採択された「我々が求める未来」と題する国際連合持続可能な開発会議の成果文書及び二千十五年九月二十五日に国際連合総会によって採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二千三十アジェンダ」と題する二千十五年の後の開発のためのアジェンダを採択するための国際連合の首脳会議の成果文書を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を認識する。

2　両締約国は、経済的開発、社会的開発及び環境保護を相互に補強し合う構成要素とする持続可能な開発の促進に対するこの協定の貢献を認識する。両締約国は、この章の規定が持続可能な開発を促進する方法で両締約国間の貿易関係及び協力を強化することを目的とするものではないことを更に認識する。